

# チャレンジ育英制度（企画奨励）募集要項

## 1. 目的

地域交流、福祉活動、環境問題等に取り組む企画及び自己の知的好奇心、探究心を極める企画を遂行し、その実現に向けて努力している学生に対し、その計画が達成でき、かつ、高い実績を残すことができるよう育英金を給付する。

## 2. 出願資格

下記の「Ⅰ」及び「Ⅱ」の事項に該当する企画を対象とする（但し、クラブ・サークルは正規の活動を除く）。

### Ⅰ. 下記のすべての事項にあてはまること

- (1) 本学（文教大学（専攻科・別科含む）・文教大学大学院）の学生または本学の学生で構成する団体が実施する企画
- (2) 育英金を援助することにより、更に高いレベルの結果が期待できる企画
- (3) 学生または団体が自ら発案した、自主的な企画
- (4) 4年生の出願については、卒業論文等と関連のない企画
- (5) 大学が実施する他の支援制度等に採用されていない企画
- (6) 原則として下記4. の期間内に完結し、結果を報告できる企画

### Ⅱ. 上記Ⅰの条件を満たし、かつ以下のいずれかにあてはまること

- (1) 独創性溢れる、ユニークな企画
- (2) 活動の結果が地域並びに社会への還元を期待できる企画
- (3) 文教大学の名を世に広めることができる企画
- (4) 文教大学のブランド向上に寄与できる企画
- (5) 大学内の課題を解決する企画
- (6) 人間愛の精神を具現化する企画
- (7) その他、選考委員会が承認した企画

### 《注意》

- (1) 過去に採用された企画と類似する企画の場合、企画の“発展性”が必要である。また、出願者が違う場合であっても、同一グループとみなすことがある。
- (2) 出願時点で企画が終了している場合は、出願することができない。
- (3) 1人が複数の企画に出願することはできない。ただし、共同実施者として参加することは可能である。
- (4) 活動に関する事前打ち合わせ等での飲食費は活動予算及び収支報告の対象外となる（実際の活動に伴う食材費は除く）。
- (5) 当該年度に休学している者または休・退学する予定の者は出願することができない。

## 3. 給付件数及び育英金の給付額

- (1) 給付件数 10件以内
- (2) 給付金額 個人、団体を問わず1件あたり20万円以内

## 4. 活動時期及び活動報告

出願できる活動は下記の期間に実施される活動とする。

活動期間は2020年4月1日～2021年1月31日とし、活動終了後速やかに報告書を提出しなければならない。

## 5. 出願書類

《出願時に提出するもの：(1)(2)(4)(5)(6)はHPからダウンロードし作成後、その他の書類と共にメール提出》

- (1) チャレンジ育英制度出願ラベル
- (2) チャレンジ育英制度（企画奨励）応募用紙【様式1】

- (3) 企画書 ※任意の書式
- (4) 共同実施者名一覧 ※該当者のみ提出【様式4】
- (5) 活動予算計画書【様式5】
- (6) 振込口座届【様式8】
- (7) その他添付書類

≪採用後に提出するもの：HP からダウンロードし作成後、郵送提出≫

- (1) 誓約書【様式3】

≪活動終了後に提出するもの：(1)(2)はHP からダウンロードし作成後、(3)と共に郵送提出（「簡易書留」か「レターパック」を使用）≫

- (1) 活動結果報告書【様式6】
- (2) 収支報告書【様式7】（※領収証の原本を添付する。宛名は“文教大学”宛で記入してもらう。）
- (3) 計画を遂行したことが分かる資料等

## 6. 選考スケジュール（予定）

(1) 出願	2020年9月14日（月）～9月18日（金） 各校舎の窓口（越谷校舎：学生課、湘南校舎：教育支援課）へ出願書類一式をメールで提出 【越谷校舎】k-gakusei@bunkyo.ac.jp 【湘南校舎】
(2) 書類審査	出願書類提出後実施
(3) 面接審査	※約10分間のプレゼンテーション 9月下旬に各校舎またはオンラインで実施
(4) 選考結果報告	10月下旬、掲示及び本人に通知
(5) 育英金の給付	11月下旬
(6) 活動結果報告書等提出	翌年1月末日までに、各校舎窓口へ提出
(7) 活動結果報告	※約10分間のプレゼンテーション 翌年3月～6月に各校舎またはオンラインで実施

## 7. 注意事項

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年度は海外地域での活動は認めない。
- (2) 企画に際しては、新型コロナウイルス感染予防に努めること。提出する企画書には、提出時点で考えている具体的な予防策を記入すること。選考時に感染拡大の恐れがあると判断される場合は、不採用とする。
- (3) 採用された活動等について誓約書に反した場合には、育英金を全額返還しなければならない。
- (4) 採用された活動等が、実施できなかった場合または個人的事情により実施途中で中断した場合には、育英金の一部または全額の返還を求めることがある。
- (5) 採用された活動等に、当初提出された企画と比べ大幅な変更（実施者、内容、実施時期等）が生じる場合は、採用された活動の再審査を受けなければならない。再審査の結果、権利を失った場合は、育英金の返還を求めることがある。
- (6) 活動が実施された場合であっても、活動結果報告書の提出がない場合や活動結果報告面接を欠席した場合は、育英金の返還を求めることがある。
- (7) 採用後に休学、退学した場合は活動の完了・中止を問わず、育英金の返還を求めることがある。
- (8) 出願書類は返却しない。
- (9) 採否の理由等の問い合わせについては、一切受け付けない。
- (10) 採用者の氏名等や採用された活動について、学園ホームページ等に掲載することがある。

## 8. 問い合わせ先

越谷校舎学生課、湘南校舎教育支援課